

---

プロジェクト リース  
項目 重要性に関する定め

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、リースの会計処理における重要性に関する定めについて検討することを目的としている。
2. 表示及び注記に関する重要性の定めは別途検討を行う。

## II. リース適用指針における取扱い

### (借手側)

3. 現行のリース適用指針において、借手のリースの会計処理に関して重要性が乏しい場合の取扱いについて、次のとおり定められている。
  - (1) リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の取扱い
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産の期末残高及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が 10 パーセント未満である場合に、次のいずれかの方法を適用することができる（リース適用指針第 31 項から第 33 項）。
      - ① リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法
      - ② 利息相当額の総額のリース期間中の各期への定額法による配分
  - (2) 少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い
    - 次の場合には、通常の貸借処理に準じて会計処理を行うことができる（リース適用指針第 34 項及び第 45 項）。
      - ① ファイナンス・リースにおいて、重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、(個々のリース物件の)リース料総額が当該基準額（購入時に費用処理することとしている金額）以下のリース取引（リース適用指針第 35 項(1)及び第 46 項(1)）

- ② ファイナンス・リース取引のうち、(合意された)リース期間が1年以内のリース取引(リース適用指針第35項(2)及び第46項(2))
- ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引(リース適用指針第35項(3))

**(貸手側)**

- 4. 現行のリース適用指針において、貸手のリースの計上額に関して重要性が乏しい場合の取扱いについて、次のとおり定められている。
  - (1) 貸手の製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がある場合の処理
    - 製品又は商品を販売することを主たる事業としている企業が、同時に貸手として同一製品又は商品をリース取引の対象物件としている場合で、リース物件の販売益がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、当該販売益を利息相当額に含めて処理することができる(リース適用指針第56項及び第66項)。
  - (2) 貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の取扱い
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高が、当該期末残高及び営業債権の期末残高の合計額に占める割合が10パーセント未満である場合、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる(リース適用指針第59項及び第60項)。ただし、リース取引を主たる事業としている企業は、当該簡便的な取扱いは適用できない。

**III. 数値基準による重要性を定めることについて**

- 5. 本資料第3項及び第4項に示すとおり、現行のリース適用指針においては、割合や絶対的数値など、数値を基礎とした簡便的な取扱いを設けている。個々の項目を議論する前に、まず、この数値を基礎とした簡便的な取扱いを設けることの是非について分析を行う。

6. 数値基準による簡便的な取扱いを設けることのメリットとデメリットは次のとおり考えられる。

**(メリット)**

- リースのように各企業における件数が多い場合、実務上の適用が容易となる。

**(デメリット)**

- 数値基準が一定の比率である場合は、一定程度企業の規模を反映するが、数値基準が絶対的数値である場合は、会計基準で定めた重要性の閾値が企業の規模等に比して多額である場合、財務諸表の有用性が低下する可能性がある。
  - 具体的に定めた数値基準（重要性の閾値）によっては、国際的な会計基準との整合性が一定程度損なわれる可能性がある。
7. 現行のリース適用指針においては、これまで重要性の数値基準が実務に浸透しており、企業における適用上のコストの低減に資するものとなっていると考えられるが、上記のデメリットを考慮した場合、改正リース会計基準においても数値基準（特に絶対的数値による基準）を用いた重要性の例外を設けることについて、どう考えるか。
8. なお、IFRS 第 16 号の結論の根拠には、次の記載がある。

- (1) IASB は、重要性の考慮を IFRS 第 16 号の要求事項に適用することは、それらの考慮を他の基準の要求事項に適用することと違いがないことにも留意した。したがって、IASB は IFRS 第 16 号の中に重要性に関する具体的なガイダンスを示すことはしないと決定した。IASB は、「概念フレームワーク」及び IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における重要性のガイダンスに依拠することが適切であり、他の基準と整合すると結論を下した（IFRS 第 16 号 BC85 項）。
- (2) 重要性のガイダンスを IFRS 第 16 号に含めないというこの決定を行う際に、IASB は、IFRS 第 16 号の認識及び測定 of 要求事項を適用することの影響が財務諸表に対して重要性がない場合には、借手は当該要求事項の適用を要求されないことに留意した（IFRS 第 16 号 BC86 項）。

**ディスカッション・ポイント**

第 7 項についてご意見をお伺いしたい。

#### IV. 個々の重要性に関する定めの検討

9. 上記の数値を基礎とした簡便的な取扱いを設けることの是非が論点であることを踏まえた上で、個々の重要性に関する定めを検討する。

##### (借手の会計処理)

##### 利子込み法又は利息定額法の簡便的な取扱い

10. 前述のとおり、現行のリース適用指針では、ファイナンス・リースについて、未経過リース料の期末残高が一定の条件を満たす場合に、利子込み法又は利息定額法の簡便的な取扱いを認めている。
11. 改正案においては、借手において、ファイナンス・リースに加えて、これまでオペレーティング・リースに分類されていたリースについても、割引現在価値により負債を計上し、同額の資産を計上する方向で検討を行っている。この方向で進める場合、以下が論点になると考えられる。
- (1) 当該簡便的な取扱いを踏襲し、これまでオペレーティング・リースに分類されていたものにまで広げるか。
- (2) 当該簡便的な取扱いを踏襲する場合、数値基準を設けるか、数値基準を設ける場合、どのような数値基準とするか。
12. なお、IFRS 第 16 号及び Topic 842 における免除規定は、次のとおりである。

会計基準	具体的な取扱い
IFRS 第 16 号	利子込み法又は利息定額法の簡便的な取扱いは、直接的には規定されていないが、少額資産に関する免除規定がある (IFRS 第 16 号の少額資産の取扱い (第 16 項) を参照。)
Topic 842	ファイナンス・リースについては規定なし
	オペレーティング・リースについては、減価償却費と利息費用は区別せず、リース期間にわたり原則として定額でリース費用を計上する。

##### 少額リース資産の簡便的な取扱い(1)

13. リース適用指針における簡便的な取扱いは、次のとおりである。

会計基準	具体的な取扱い
リース適用指針	企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース

	<p>契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引          ・所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</p> <p>(以下は注記の定めであるが、参考になるため記載する。)          オペレーティング・リース取引において、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引について、解約不能のものに係る未経過リース料の注記を要しない<sup>1</sup>。</p>
--	--

14. 改正案においては、すべてのリースについて借手に使用権資産とリース負債を計上する方向で検討を行っている。この方向で進める場合、以下が論点になると考えられる。

- (1) 当該簡便的な取扱いを踏襲し、これまでオペレーティング・リースに分類されていたものにまで広げるか。
- (2) 当該簡便的な取扱いを踏襲する場合、数値基準を設けるか。数値基準を設ける場合、どのような数値基準とするか。また、現行の 300 万円基準は「リース契約 1 件あたり」としているが、適用する単位をどのように決めるか。さらに、会計方針の選択の単位を設けるか (IFRS 第 16 号の少額資産の取扱い (第 16 項) を参照)。

15. なお、リース適用指針における金額の閾値 (300 万円) は、ファイナンス・リース取引について企業全体における捕捉率を考慮して定められたものであるとされている。公益社団法人リース事業協会が 2006 年に実施した調査では、リース契約ごとに機種別・契約金額規模別の構成比を算出した結果、300 万円以下のリース契約金額の構成比は 16.8%であり、仮に 300 万円以下のリース取引をオンバランスしない場合でも、リース契約の 83.2%が捕捉されるとされていた。

16. IFRS 第 16 号及び Topic 842 における免除規定は、次のとおりである。

会計基準	具体的な取扱い
IFRS 第 16 号	<p>原資産が少額であるリース          ・借手は、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース費用を定額又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識することを会計方針として選択することができる (IFRS 第 16 号第 5 項及</p>

<sup>1</sup> リース会計基準第 22 項及びリース適用指針第 75 項(4)

	<p>び第6項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計方針の選択は、リース1件ごとに行うことができる(IFRS第16号第8項)。</li> <li>・原資産は、次の場合にのみ、少額資産のリースに該当し得る。</li> </ul> <p>① 借手が原資産を単独で又は借手が容易に利用可能な他の資源と組み合わせて使用することから便益を得ることができ、かつ、原資産の他の資産への依存性や相互関連性が高くない(IFRS第16号B5項)。</p> <p>② 原資産の価値が新品である時点で少額である(IFRS第16号B6項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新品時に5千ドル以下という規模の価値の原資産のリース<sup>2</sup></li> <li>・原資産が少額であるのかどうかの評価は、絶対値ベースで行われる(それらのリースが借手にとって重要性があるかどうかには関係しない。)(IFRS第16号B4項)。</li> </ul>
Topic 842	<p>規定なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業は、他の基準における企業の会計方針(例えば、固定資産の購入の資産化)と整合的に、リース資産とリース負債を認識しないための合理的な資産化の閾値を設けるであろうことが結論の背景において説明されている<sup>3</sup>。</li> </ul>

### 少額リース資産の簡便的な取扱い(2)

17. リース適用指針における簡便的な取扱いは、次のとおりである。

<sup>2</sup> この免除を開発した際に、IASBは、財務諸表利用者にとってのIFRS第16号の要求事項の便益を維持しながら、作成者に実質的な救済を提供することを試みた。IASBは、この免除を、原資産が新品時に少額であるリース(タブレットやパーソナル・コンピュータ、小型のオフィス家具や電話のリースなど)に適用することを意図していた。2015年にこの免除に関する決定に至った時点で、IASBは、新品時に5千ドル以下という規模の価値の原資産のリースを念頭に置いていた。借手は、原資産の性質が新品時に価値が一般的に低くないものである場合には、免除の要件を満たさないことになる。IASBは、原資産が少額であるかどうかの評価の結果は、借手の規模、性質又は状況の影響を受けるべきではないということも決定した。すなわち、免除は、リースされる資産の新品時の価値に基づくものであり、当該資産をリースしている企業の規模や性質に基づくものではない。(IFRS第16号BC100項)

<sup>3</sup> FASBは、企業が、一部のリースをポートフォリオ・レベルで会計処理することに加えて、一定の金額未満のリース資産とリース負債を認識しないための合理的な資産化の閾値を設けることができるため、本基準の適用上のコストを削減できると考えた。この点における企業の実務は、他の一般に認められた公正妥当な会計処理における企業の会計方針(例えば、有形固定資産の購入の資産化)と整合的であるかもしれない。(ASU2016-02 BC122項)

会計基準	具体的な取扱い
リース適用指針	<p>ファイナンス・リース取引において、重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、（個々のリース物件の）リース料総額が当該基準額（購入時に費用処理することとしている金額）以下のリース取引を通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</p> <p>（以下は注記の定めであるが、参考になるため記載する。）</p> <p>オペレーティング・リース取引において、重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、（個々のリース物件の）リース料総額が当該基準額（購入時に費用処理することとしている金額）以下のリース取引について、解約不能のものに係る未経過リース料の注記を要しない<sup>4</sup>。</p>

18. 改正案の検討にあたり、以下が論点になると考えられる。

- (1) 当該簡便的な取扱いを踏襲し、これまでオペレーティング・リースに分類されていたものにまで広げるか。なお、これまでオペレーティング・リースに分類されていたリース資産は、減価償却資産ではないものと整理されている。

19. IFRS 第 16 号及び Topic 842 における免除規定は、次のとおりである。

会計基準	具体的な取扱い
IFRS 第 16 号	規定なし
Topic 842	規定なし

### 短期のリース取引に関する簡便的な取扱い

20. リース適用指針における簡便的な取扱いは、次のとおりである。

会計基準	具体的な取扱い
リース適用指針	<p>ファイナンス・リース取引において、リース期間が 1 年以内のリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</p> <p>（以下は注記の定めであるが、参考になるため記載する。）</p>

<sup>4</sup> リース会計基準第 22 項及びリース適用指針第 75 項(1)

	オペレーティング・リース取引において、リース期間が1年以内のリース取引について、解約不能のものに係る未経過リース料の注記を要しない <sup>5</sup> 。
--	--

21. 改正案の検討にあたり、以下が論点になると考えられる。

- (1) 当該簡便的な取扱いを踏襲するかどうか。
- (2) 当該簡便的な取扱いを踏襲する場合、判断の基礎とするリース期間について、延長オプションを含んだものとするか。
- (3) 当該簡便的な取扱いを踏襲する場合、IFRS 第16号及びTopic 842（後述）と同様に原資産のクラス毎の会計方針の選択とするか。

22. IFRS 第16号及びTopic 842における免除規定は、次のとおりである。

会計基準	具体的な取扱い
IFRS 第16号	<p>リース開始日においてリース期間が12か月以内のリース（購入オプションを含むリースは短期リースではない）<sup>6</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借手は、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース費用を定額又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識することを会計方針として選択することができる（IFRS 第16号第5項及び第6項）</li> <li>・使用権が関連する原資産のクラス<sup>7</sup>ごとの選択（IFRS 第16号第8項）</li> <li>・借手が短期リースとして会計処理する場合において、リースの条件変更又はリース期間に変更があった場合（例えば、借手が過去にはリース期間の決定に含めていなかったオプションを行使した場合）、当該リースを新たなリースとみなして、リース期間を見直さなければならない（IFRS 第16号第7項及びBC94項）</li> </ul>

<sup>5</sup> リース会計基準第22項及びリース適用指針第75項(2)

<sup>6</sup> IASBは短期リースの免除を12か月超のリースに拡大することを検討した。一部の利害関係者は、「短期」を5年までとすべきだと提案した。しかし、IASBはこのアプローチを採用しなかった。例えば、3年のリースは12か月のリースよりも重要性のある資産及び負債を生じさせる可能性が高くなり、本プロジェクトの目的は企業のリース活動に関する透明性の増大を確保することだからである。（IFRS 第16号BC92項）

<sup>7</sup> 性質及び企業の営業における用途が類似した原資産のグループ（IFRS 第16号第8項及びFASB-ASC 842-20-25-2項）



Topic 842	購入オプションについて IFRS 第 16 号では、購入オプションを含む場合に短期リースの定義を満たさないが、Topic 842 においては借手の行使が合理的に確実な購入オプションを含む場合に短期リースの定義を満たさなくなる点 <sup>8</sup> 以外は、IFRS 第 16 号と基本的に同じ。
-----------	--

### (貸手の会計処理)

#### 利息定額法の簡便的な取扱い

23. 現行のリース適用指針における簡便的な取扱いは、次のとおりである。

会計基準	具体的な取扱い
リース適用指針	未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高が当該期末残高及び営業債権の期末残高の合計額に占める割合が 10 パーセント未満である場合の所有権移転外ファイナンス・リース取引に（リース取引を主たる事業としている企業を除く）、利息相当額の総額の各期への配分を定額法によることができる。
収益認識会計基準	財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点の間が 1 年以内であると見込まれる場合には、重要な金融要素の影響に調整しないことができる <sup>9</sup> 。

24. 改正案の検討にあたり、以下が論点になると考えられる。

- (1) 当該簡便的な取扱いを、踏襲するかどうか。
- (2) 以下の IFRS 第 15 号又は Topic 606 の規定と整合性を図るか。

25. IFRS 第 15 号及び Topic 606 における免除規定は、次のとおりである。なお、IFRS 第 16 号と Topic 842 には該当する免除規定はない。

会計基準	具体的な取扱い
IFRS 第 15 号	IFRS 第 15 号においては、財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点の間が 1 年以内であると見込まれる場合には、重要な金融要素の影響に調整しないことができるとされており、この取扱いとの整合性を図るか。

<sup>8</sup> FASB-ASC 842-20-20 (Glossary)

<sup>9</sup> 収益認識に関する会計基準第 58 項

Topic 606	同上
-----------	----

### リース物件の販売益についての簡便的な取扱い

26. リース適用指針及び収益認識会計基準における簡便的な取扱いは、次のとおりである。

会計基準	具体的な取扱い
リース適用指針	製品又は商品を販売することを主たる事業としている企業が、同時に貸手として同一製品又は商品をリース取引の対象物件としている場合で、リース物件の販売益がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合、販売益を利息相当額に含めて処理することができる。

27. 改正案の検討にあたり、以下が論点になると考えられる。
- (1) 当該簡便的な取扱いを踏襲するかどうか。なお、収益認識会計基準には同様の処理はない。
28. IFRS 第 16 号及び Topic 842 並びに IFRS 第 15 号及び Topic 606 において該当する免除規定はない。

### ディスカッション・ポイント

改正案における重要性に関する定めについて、ご意見をお伺いしたい。

## V. 貸手の再リース料の会計処理について

29. 現行のリース適用指針においては、解約不能のリース期間に含めない場合の再リース料は発生時の収益として認識することが定められている（リース適用指針第 57 項及び第 67 項）。
30. 一方、第 454 回及び第 455 回企業会計基準委員会及び第 98 回及び第 99 回リース会計専門委員会において、次の文案イメージを示している。
- (1) リース期間について、借手と貸手に共通の定めをおく。
- (2) リース期間には、借手の解約不能期間に、借手がリースの延長オプションを行

使すること（又はリースの解約オプションを行使しないこと）が合理的に確実な場合の対象期間を含める。

- (3) リースの解約不能期間に変更が生じた場合（例えば、当初リース期間に含まれていなかった延長オプションを借手が行使した場合）には、リース期間を変更する。
- (4) リース期間が変更された場合の定めを採り入れることにより、再リース料を発生時の収益に計上する現行の会計処理の定めを廃止する。

31. これまでの審議で次のような意見が聞かれている。

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リースにおける機器のリースでは、リース期間終了後に再リースするものが多いが、現状では、当初のリース期間中はファイナンス・リースの会計処理を行い、再リースはオペレーティング・リースのように会計処理する取扱いとされており、貸手において、再リースの定めを廃止することは、重要性が乏しい取引に、複雑な会計処理を要求することになり、コストが便益を上回るのではないか。
- (2) 貸手が借手の延長（解約）オプションの行使を見込むことは実務的に困難である。

32. 今後、第 30 項の方向性を維持する場合には、重要性の取扱いを設けるか否かを検討する。その際には、国際的な会計基準と差異が生じる可能性を踏まえて検討する。

以 上

## 別紙1 審議資料に記載していない IFRS 第 16 号、Topic842 及びリース適用指針における便法の定め

	IFRS 第 16 号	Topic 842	日本基準
割引率（借手）	NA	非公開企業（借手）は、リスクフリー・レートを割引率として選択できる（FASB-ASC 842-20-30-3）。	NA
実務上の便法（借手）	原資産のクラスごとに、リース構成部分と非リース構成部分を区別せずに、単一のリース構成部分として会計処理することができる（IFRS 第 16 号第 15 項）。	同左（FASB-ASC 842-10-15-37）	NA
実務上の便法（貸手）	NA	原資産のクラスごとに、①リース構成部分と非リース構成部分の移転の時期とパターンが同じであり、かつ、②リース構成部分がオペレーティング・リースに分類される場合、リース構成部分と（別個に会計処理する場合には Topic606 が適用される）非リース構成部分を区分せずに会計処理することができる。この場合、非リース構成部分がほとんどである場合には、Topic606 に従って会計処理を行い、そうでない場合には、Topic842 に従って会計処理を行う（FASB-ASC 842-10-15-42A 及び 42B）。	NA
実務上の便法（貸手）	NA	貸手は、政府が課す税金のうち、リース収益を生み出す取引に課され、	NA

審議事項(5)-2

	IFRS 第 16 号	Topic 842	日本基準
		<p>貸手が借手から徴収する税金（例えば、売上税、使用税、付加価値税、一部の物品税）を契約の対価から除外することを選択できる。貸手の総収入又は原資産の所有者である貸手に課せられる税金は、この選択の範囲から除外される（FASB-ASC 842-10-15-39A）。</p>	

## 別紙2 これまでに聞かれた関係者の意見

### 参考人から聞かれた意見

1. 第86回リース会計専門委員会（2019年5月20日開催）の参考人（公益社団法人リース事業協会）から次の見解が示された。

リース事業協会が実施したアンケート調査により、仮にわが国リース会計基準が改訂されるとした場合の重要性（適用除外又は簡便な会計処理）について、次の結果が報告された。

- (1) 少額資産のリースの適用除外（現行日本基準の300万円基準維持）を希望：80.5%
- (2) リース期間1年以内のリースの適用除外を希望：69%
- (3) リース資産総額に重要性が乏しい場合のオペレーティング・リースに対して適用除外を希望：52.4%
- (4) リース資産総額に重要性が乏しい場合（固定資産残高の10%未満の場合）はリース料総額で計上（総額法）または利息を定額で配分（定額法）：50.9%

アンケート調査結果を踏まえたリース事業協会の見解が次のとおり示された。

今後の検討においては、簡便な会計処理を可能とする措置や財務諸表に対してリース資産総額の重要性が乏しいオペレーティング・リースを適用除外する等「重要性」に関するガイドラインの策定が必要である。

### 企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会で聞かれた意見

2. 第409回（2019年5月28日開催）企業会計基準委員会及び第86回（2019年5月20日開催）リース会計専門委員会において、重要性に関する定めに関して、これまでに以下の意見が聞かれている。

- (1) ファイナンス・リースに関しては、フルペイアウトが想定されているため契約期間はある程度の幅で決まると考えられるが、オペレーティング・リースに関しては、契約期間を1年未満として締結し、別の契約により契約を継続することも可能であると考えられるため、リース期間を基準とした例外的な取扱いを定めることは難しいのではないか。

- (2) 一般的な重要性及び例外的な取扱いともに、会計基準における取扱いについて、実務上多大な負荷が生じるため適用が困難である場合には、導入することを弾力的に検討すべきであると考えられるものの、現時点では、借手の費用配分の方法やリース期間等のリース会計基準の骨格が明確になっていないため、具体的な検討を進めることは難しいと考える。
- (3) IFRS 第 16 号とリース適用指針における取扱いの違いについて、IFRS 第 16 号においては、原資産が少額であるリース（以下「少額資産のリース」という。）は集計して開示することが求められており、財務諸表作成者は少額資産のリースの把握とリース料の集計が必要になる点が挙げられる。財務諸表利用者は当該開示情報を利用して必要に応じて調整を加えていると考えられるため、重要性の定めへの検討にあたっては、この点を考慮して検討する必要があると考える。
- (4) 重要性に関する定めを設けることを否定する意見はないものと考えられるものの、借手の費用配分モデルや単体財務諸表における取扱い次第で、具体的な重要性の閾値の定め方が異なると考える。リース適用指針における重要性の乏しい場合の取扱いの一つに「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」という条件が付されているが、当該条件は、過去の経験上、比較的機能しているのではないかと考える。
- (5) 一般的な重要性及び例外的な取扱いを設ける場合、データによる裏付けが必要になると考える。また、IFRS 第 16 号における、少額資産のリースの認識の例外については、リース料総額ではなく原資産の価値に注目しており、オンバランスした場合の影響額とは異なるアプローチが採られていると考えられるため、仮に同様のアプローチによる場合、IASB が結論に到った根拠を確認する必要があると考える。
- (6) 重要性に関する定めへの検討は、借手の費用配分のあり方と関連する論点もあるため、単独で議論することは難しいと考える。また、現行のリース適用指針では、300 万円という閾値が設定されているが、当該適用指針作成時の状況と現在の状況は異なると考えられるため、重要性の閾値を決定する際には再検討が必要であると考えられる。

以上